

お願い

『個別避難計画書』作成者登録についてのお願い

「災害時における避難行動要援護者の個別避難計画書」を市町村ごとに作成することが令和3年5月より努力義務として位置づけられています。

個別避難計画書とは、災害発生時に自ら避難することが困難な避難行動要援護者ごとに作成し避難支援の実施に必要な事項をまとめたものです。個別避難計画書作成には要援護者との信頼関係や福祉専門職の知識が大変重要になります。そのことを踏まえて今年度7月に堺市と大阪社会福祉士会堺支部と「個別避難計画書作成支援」について協力を行う趣旨の基本合意書の取り交わしを行いました。会員の皆様にはその趣旨をご理解いただき作成者登録にご協力いただきたいと思います。

登録を希望される方につきましては下記の担当者までメールにてご連絡をお願いいたします。

個別避難計画書作成1件につき7000円の謝礼があります。

堺市のホームページに「個別避難計画書作成」マニュアルが掲載されていますので詳細につきましてはそちらをご確認ください。よろしくお願いいたします。



【担当者連絡先】 社会福祉士会堺支部 副支部長 小名京子 kona.tsunagu@gmail.com